

議第 1 1 4 号 呉市まちづくりセンター条例の一部を改正する条例の制定について

1 改正の趣旨

市民負担の公平性の観点から、また、受益者負担の原則により、呉市まちづくりセンターの施設使用料について額の改定をするものです。

2 改正の内容

コスト算定単価の計算により算出した額と、現行の施設使用料の額との間に乖離^{かい}が生じていることから、次の表の施設ごとに、施設使用料の額を現行の施設使用料の額に「使用料・手数料改定の方針」で示されている乖離率に応じた改定率を乗じた額に改定します。

施設名	改定率	備考
呉市二川まちづくりセンター	1. 2	
呉市吉浦まちづくりセンター	1. 2	
呉市警固屋まちづくりセンター	1. 2	
呉市阿賀まちづくりセンター	1. 2	
呉市広まちづくりセンター	1. 2	
呉市仁方まちづくりセンター	1. 2	
呉市宮原まちづくりセンター	1. 2	
呉市天応まちづくりセンター	1. 2	
呉市昭和まちづくりセンター	1. 2	
呉市昭和東まちづくりセンター	1. 2	
呉市郷原まちづくりセンター	1. 2	
呉市下蒲刈まちづくりセンター	1. 2	
呉市川尻まちづくりセンター	1. 2	ただし、当該施設のうち、あけび、研修室 1、研修室 2、大広間はぎ、調理室、会議室 1、美術工芸室、さざなみ、つつじ、うぐいす、くすについては改定率 0. 8、和室ききょう、会議室 2 については改定率 0. 7
呉市音戸まちづくりセンター	1. 2	
呉市倉橋まちづくりセンター	1. 2	
呉市倉橋まちづくりセンター 釣土田分館	1. 2	ただし、当該施設のうち、研修室 2、研修室 3 については改定率 0. 7
呉市蒲刈まちづくりセンター	1. 2	
呉市安浦まちづくりセンター	1. 2	ただし、当該施設のうち、リハーサル室、料理教室、和室については改定率 0. 8

呉市安浦まちづくりセンター 三津口分館	0.8	
呉市豊浜まちづくりセンター	1.2	ただし、当該施設のうち、研修室については改定率0.8
呉市豊浜まちづくりセンター 豊島分館	0.7	
呉市豊まちづくりセンター	1.5	
呉市豊まちづくりセンター久 比分館	1.2	ただし、当該施設のうち、料理教室については改定率0.7

3 施行期日

令和2年4月1日

議第 1 1 6 号 呉市隣保館条例の一部を改正する条例の制定について

1 改正の趣旨

市民負担の公平性の観点から、また、受益者負担の原則により、隣保館のうち、呉市山の手会館ほか 10 施設の施設使用料について額の改定をするものです。

2 改正の内容

コスト算定単価の計算により算出した額と、現行の施設使用料の額との間に乖離が生じていることから、条例で定める施設使用料の上限額について、「使用料・手数料改定の方針」で示されている乖離率に応じた改定率を反映させた額に改定します。

なお、施設区分及び時間区分ごとの施設使用料の額は規則で定めており、その改定率及び改定額は次の表のとおりです。

ア 呉市山の手会館

施設区分	時間区分	改定率	改正前額 (円)	改正後額 (円)
会議室	8 : 3 0 ~ 1 2 : 0 0	0 . 8	5 6 0	4 5 0
	1 2 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0	0 . 8	8 0 0	6 4 0
	1 7 : 0 0 ~ 2 2 : 0 0	0 . 8	1 , 0 6 0	8 5 0
調理室	8 : 3 0 ~ 1 2 : 0 0	0 . 8	6 0 0	4 8 0
	1 2 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0	0 . 8	8 5 0	6 8 0
	1 7 : 0 0 ~ 2 2 : 0 0	0 . 8	1 , 1 4 0	9 1 0
小和室	8 : 3 0 ~ 1 2 : 0 0	0 . 8	1 3 0	1 0 0
	1 2 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0	0 . 8	1 9 0	1 5 0
	1 7 : 0 0 ~ 2 2 : 0 0	0 . 8	2 5 0	2 0 0

※集会場及び集会室は変更なし

イ 呉市皆実会館

施設区分	時間区分	改定率	改正前額	改正後額
相談室	8 : 3 0 ~ 1 2 : 0 0	0 . 8	2 4 0	1 9 0
	1 2 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0	0 . 8	3 4 0	2 7 0
	1 7 : 0 0 ~ 2 2 : 0 0	0 . 8	4 5 0	3 6 0
礼法室	8 : 3 0 ~ 1 2 : 0 0	0 . 8	3 1 0	2 5 0
	1 2 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0	0 . 8	4 5 0	3 6 0
	1 7 : 0 0 ~ 2 2 : 0 0	0 . 8	6 0 0	4 8 0
調理室	8 : 3 0 ~ 1 2 : 0 0	0 . 8	2 8 0	2 2 0
	1 2 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0	0 . 8	4 1 0	3 3 0
	1 7 : 0 0 ~ 2 2 : 0 0	0 . 8	5 5 0	4 4 0

※集会場は変更なし

ウ 呉市広会館

施設区分	時間区分	改定率	改正前額	改正後額
図書室	8:30~12:00	0.8	330	260
	12:00~17:00	0.8	470	380
	17:00~22:00	0.8	630	500
研修室	8:30~12:00	0.8	330	260
	12:00~17:00	0.8	470	380
	17:00~22:00	0.8	630	500
和室	8:30~12:00	0.8	170	140
	12:00~17:00	0.8	250	200
	17:00~22:00	0.8	330	260
調理室	8:30~12:00	0.8	420	340
	12:00~17:00	0.8	610	490
	17:00~22:00	0.8	810	650
2階研修室	8:30~12:00	0.8	970	780
	12:00~17:00	0.8	1,380	1,100
	17:00~22:00	0.8	1,800	1,440

エ 呉市かわじり中央会館

施設区分	時間区分	改定率	改正前額 (円)	改正後額 (円)
1階和室	8:30~12:00	0.8	660	530
	12:00~17:00	0.8	940	750
	17:00~22:00	0.8	1,260	1,010
2階料理実習室	8:30~12:00	0.8	730	580
	12:00~17:00	0.8	1,050	840
	17:00~22:00	0.8	1,400	1,120
2階和室1 2畳	8:30~12:00	0.8	210	170
	12:00~17:00	0.8	310	250
	17:00~22:00	0.8	410	330
2階和室	8:30~12:00	0.8	360	290
	12:00~17:00	0.8	520	420
	17:00~22:00	0.8	690	550
3階学習室 1	8:30~12:00	0.8	550	440
	12:00~17:00	0.8	780	620
	17:00~22:00	0.8	1,050	840
3階学習室 2	8:30~12:00	0.8	560	450
	12:00~17:00	0.8	810	650
	17:00~22:00	0.8	1,080	860

3階図書室	8:30~12:00	0.8	320	260
	12:00~17:00	0.8	450	360
	17:00~22:00	0.8	610	490

才 呉市音戸会館

施設区分	時間区分	改定率	改正前額 (円)	改正後額 (円)
集会室	8:30~12:00	0.7	860	600
	12:00~17:00	0.7	1,240	870
	17:00~22:00	0.7	1,650	1,160
生活改善室	8:30~12:00	0.7	250	180
	12:00~17:00	0.7	360	250
	17:00~22:00	0.7	480	340
研修室・和室	8:30~12:00	0.7	330	230
	12:00~17:00	0.7	470	330
	17:00~22:00	0.7	630	440
研修室	8:30~12:00	0.7	1,170	820
	12:00~17:00	0.7	1,680	1,180
	17:00~22:00	0.7	2,240	1,570

力 呉市蒲刈会館

施設区分	時間区分	改定率	改正前額 (円)	改正後額 (円)
教養室	8:30~12:00	0.8	310	250
	12:00~17:00	0.8	440	350
	17:00~22:00	0.8	590	470
保健室	8:30~12:00	0.8	310	250
	12:00~17:00	0.8	450	360
	17:00~22:00	0.8	600	480
生活改善室	8:30~12:00	0.8	320	260
	12:00~17:00	0.8	450	360
	17:00~22:00	0.8	610	490
ホール	8:30~12:00	0.8	820	660
	12:00~17:00	0.8	1,170	940
	17:00~22:00	0.8	1,520	1,220

キ 呉市安浦会館

変更なし

ク 呉市豊浜会館

施設区分	時間区分	改定率	改正前額 (円)	改正後額 (円)
教養娯楽室	8:30~12:00	0.8	240	190
	12:00~17:00	0.8	350	280
	17:00~22:00	0.8	470	380
生活改善室	8:30~12:00	0.8	270	220
	12:00~17:00	0.8	390	310
	17:00~22:00	0.8	520	420
会議室	8:30~12:00	0.8	180	140
	12:00~17:00	0.8	260	210
	17:00~22:00	0.8	350	280
集会室	8:30~12:00	0.8	450	360
	12:00~17:00	0.8	640	510
	17:00~22:00	0.8	840	670
図書室	8:30~12:00	0.8	310	250
	12:00~17:00	0.8	450	360
	17:00~22:00	0.8	600	480

ケ 呉市山の手コミュニティセンター

施設区分	時間区分	改定率	改正前額 (円)	改正後額 (円)
講座室	8:30~12:00	0.7	800	560
	12:00~17:00	0.7	1,140	800
	17:00~22:00	0.7	1,530	1,070
会議室	8:30~12:00	0.7	170	120
	12:00~17:00	0.7	240	170
	17:00~22:00	0.7	320	220
第1学習室	8:30~12:00	0.7	280	200
	12:00~17:00	0.7	410	290
	17:00~22:00	0.7	550	390
第2学習室	8:30~12:00	0.7	440	310
	12:00~17:00	0.7	630	440
	17:00~22:00	0.7	850	600
第3学習室	8:30~12:00	0.7	660	460
	12:00~17:00	0.7	940	660
	17:00~22:00	0.7	1,260	880

コ 呉市広コミュニティセンター

変更なし

サ 呉市早瀬コミュニティセンター

施設区分	時間区分	改定率	改正前額 (円)	改正後額 (円)
和室	8:30~12:00	0.7	310	220
	12:00~17:00	0.7	450	320
	17:00~22:00	0.7	600	420
調理室	8:30~12:00	0.7	290	200
	12:00~17:00	0.7	420	290
	17:00~22:00	0.7	560	390
集会室	8:30~12:00	0.7	490	340
	12:00~17:00	0.7	700	490
	17:00~22:00	0.7	910	640

シ 呉市向コミュニティセンター

施設区分	時間区分	改定率	改正前額 (円)	改正後額 (円)
和室1	8:30~12:00	0.8	220	180
	12:00~17:00	0.8	310	250
	17:00~22:00	0.8	420	340
和室2	8:30~12:00	0.8	170	140
	12:00~17:00	0.8	250	200
	17:00~22:00	0.8	340	270
和室3, 4	8:30~12:00	0.8	140	110
	12:00~17:00	0.8	200	160
	17:00~22:00	0.8	270	220
集会室	8:30~12:00	0.8	910	730
	12:00~17:00	0.8	1,300	1,040
	17:00~22:00	0.8	1,700	1,360

ス 呉市豊コミュニティセンター

施設区分	時間区分	改定率	改正前額 (円)	改正後額 (円)
作業室	8:30~12:00	0.7	420	290
	12:00~17:00	0.7	610	430
	17:00~22:00	0.7	810	570
老人室	8:30~12:00	0.7	140	100
	12:00~17:00	0.7	200	140
	17:00~22:00	0.7	270	190

和室 1	8 : 3 0 ~ 1 2 : 0 0	0 . 7	5 8 0	4 1 0
	1 2 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0	0 . 7	8 3 0	5 8 0
	1 7 : 0 0 ~ 2 2 : 0 0	0 . 7	1 , 1 1 0	7 8 0
和室 2	8 : 3 0 ~ 1 2 : 0 0	0 . 7	2 1 0	1 5 0
	1 2 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0	0 . 7	3 0 0	2 1 0
	1 7 : 0 0 ~ 2 2 : 0 0	0 . 7	4 0 0	2 8 0

3 施行期日

令和 2 年 4 月 1 日

議第 1 1 7 号 呉市川尻福祉センターふれあい条例の一部を改正する条例の制定について

1 改正の趣旨

市民負担の公平性の観点から、また、受益者負担の原則により、川尻福祉センターふれあいの施設使用料について額の改定をするものです。

2 改正の内容

コスト算定単価の計算により算出した額と、^{かい}現行の施設使用料の額との間に乖離が生じていることから、条例で定める施設使用料の上限額について、「使用料・手数料改定の方針」で示されている乖離率に応じた改定率を反映させた額に改定します。

なお、施設区分及び時間区分ごとの施設使用料の額は規則で定めており、その改定率及び改定額は次の表のとおりです。

施設区分	時間区分	改定率	改正前額(円)	改正後額(円)
1階和室	8:30~12:00	1.2	1,930	2,320
	12:00~17:00	1.2	2,760	3,320
	17:00~21:00	1.2	2,870	3,450
2階ちゅう房・食堂	8:30~12:00	1.2	2,900	3,480
	12:00~17:00	1.2	4,140	4,970
	17:00~21:00	1.2	4,300	5,160
3階多目的ホール	8:30~12:00	1.2	3,220	3,870
	12:00~17:00	1.2	4,600	5,520
	17:00~21:00	1.2	4,780	5,740
3階工作室	8:30~12:00	1.2	970	1,170
	12:00~17:00	1.2	1,380	1,660
	17:00~21:00	1.2	1,430	1,720
3階会議室	8:30~12:00	1.2	640	770
	12:00~17:00	1.2	920	1,110
	17:00~21:00	1.2	960	1,160

3 施行期日

令和2年4月1日

議第 1 1 8 号 呉市老人福祉センター条例の一部を改正する条例の制定について

1 改正の趣旨

市民負担の公平性の観点から、また、受益者負担の原則により、老人福祉センターのうち呉市老人福祉センター安浦内海会館の施設使用料について額の改定をするものです。

2 改正の内容

コスト算定単価の計算により算出した額と、現行の施設使用料の額との間に乖離が生じていることから、条例で定める施設使用料の上限額について、「使用料・手数料改定の方針」で示されている乖離率に^{かい}応じた改定率を反映させた額に改定します。

なお、施設区分及び時間区分ごとの施設使用料の額は規則で定めており、その改定率及び改定額は次の表のとおりです。

施設区分	時間区分	改定率	改正前額(円)	改正後額(円)
会議室	9:00~12:00	0.8	980	790
	12:00~17:00	0.8	980	790
	17:00~22:00	0.8	1,180	950

3 施行期日

令和2年4月1日

議第 1 2 3 号 吳市斎場条例の一部を改正する条例の制定について

1 改正の趣旨

市民負担の公平性の観点から、また、受益者負担の原則により、吳市斎場等の施設使用料について額の改定をするものです。

2 改正の内容

コスト算定単価の計算により算出した額と、現行の施設使用料の額との間に乖離が生じていることから、施設使用料の額を現行の施設使用料の額に「使用料・手数料改定の方針」で示されている乖離率に応じた改定率 1. 2 を乗じた額に改定します。

3 施行期日

令和 2 年 4 月 1 日

議第124号 呉市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について

1 改正の趣旨

市民負担の公平性の観点から、また、受益者負担の原則により、一般廃棄物処理手数料のうち、事業系一般廃棄物に係る手数料等について額の改定をするものです。

2 改正の内容

(1) 事業系一般廃棄物及び家庭系廃棄物の処理並びに飼養する犬・猫等小動物死体収集運搬に係る手数料の額の改定

一般廃棄物処理手数料のうち、事業系一般廃棄物及び家庭系廃棄物（市の処理施設に搬入するものに限る。）の処理並びに飼養する犬・猫等小動物死体収集運搬に係る手数料については、平成25年4月に改定したものです。

この度、コスト算定単価の計算により算出した額と、現行の手数料の額との間に乖離が生じていることから、これらの一般廃棄物処理手数料について、現行の手数料の額に「使用料・手数料改定の方針」で示されている乖離率に応じた改定率1.2を乗じた額に改定します。

(2) し尿くみ取りに係る一般廃棄物処理手数料の額の改定

ア 改定の経緯

し尿くみ取りに係る一般廃棄物処理手数料（以下「くみ取り手数料」といいます。）の額については、コストの算出に基づき、平成24年4月に改定以降は、同様の方法でおよそ3年ごとに定期的な見直しをすることとしました。

その後、平成27年4月の改定を経て、平成30年4月に見直しをする予定でしたが、令和元年10月からの消費税及び地方消費税の税率の引上げと併せて見直しをすることとしていたところ、平成30年7月豪雨による災害が発生したことから、被災した多くの市民に対する影響を配慮し、くみ取り手数料の額の見直しは見合わせていました。

この度、全庁的な使用料・手数料の額の見直しがされるため、これにあわせてくみ取り手数料の額の見直しをするものです。

イ 見直しの方法

(7) コスト算定単価及び乖離率

コスト算定単価及び乖離率の算出方法は、次のとおりです。

a コスト算定単価・・・1世帯1月当たりにかかるし尿収集原価

コスト算定単価	=	1リットル当たりのし尿収集原価	×	1月当たりのし尿標準世帯収集量
---------	---	-----------------	---	-----------------

b 乖離率・・・コスト算定単価と現行の手数料との乖離具合

乖離率	=	コスト算定単価	÷	1月当たりのし尿くみ取り標準手数料
-----	---	---------	---	-------------------

(イ) 原価計算の結果

コスト算定単価の計算により算出した額と、現行のくみ取り手数料の額との間に乖離が生じていることから、現行のくみ取り手数料の額に「使用料・手数料改定の方針」で示されている乖離率に応じた改定率1.2を乗じた額に改定します。

なお、くみ取り手数料を徴収する際に、現在は計算した額の合計額に10円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとしていますが、原価計算の結果をより適正に反映させるため、当該端数金額の切捨ては行わないこととします。

(ウ) 旧合併町区域における経過措置の整理

旧下蒲刈町、旧川尻町、旧音戸町、旧倉橋町、旧蒲刈町、旧安浦町、旧豊浜町及び旧豊町の区域（以下「旧合併町区域」といいます。）における世帯のくみ取り手数料の額については、旧合併町区域以外の呉市区域（以下「旧呉市区域」といいます。）におけるくみ取り手数料の額に統一させるまでの経過措置として、当分の間、付則別表に定める額としています。

この度の旧呉市区域のくみ取り手数料の額の改定に伴い、旧合併町区域のくみ取り手数料の額について、現行のくみ取り手数料の額が旧呉市区域の改定後のくみ取り手数料の額を上回るものを除き、旧呉市区域のくみ取り手数料の額と同額となるよう改定します。

3 施行期日

令和2年4月1日